

## 酒気帯び確認に関するよくある質問

### 目次

- Q 1 国家公安委員会の定めるアルコール検知器の基準は何か？また推奨品はあるか？
- Q 2 酒気帯び確認が必要となるのは、どのような場合なのか？
- Q 3 酒気帯び確認は、従業員の運転前後に、その都度、行わなければならないのか？
- Q 4 一連の業務の範囲はどこからどこまでか？
- Q 5 対面での確認が困難な場合はどのようにすればよいか？
- Q 6 対面によらない確認を行う場合、メールで報告させてもよいか？
- Q 7 酒気帯び確認は全て安全運転管理者が行わなければならないのか？
- Q 8 早朝、深夜に従業員が事務所から一人で自動車を運転し出発する場合はどのように確認すればよいか？
- Q 9 アルコール検知器の使用義務化以降、直行直帰時などの対面によらない確認の場合にも、アルコール検知器を使用した確認を実施しなければならないか？
- Q 10 同一会社の別支店で運転を開始又は終了する場合、別支店の安全運転管理者等が確認を行ってもよいか？
- Q 11 アルコール検知器の使用義務化以降、アルコール検知器が壊れた場合は、検知器による確認をしなくてもよいか？
- Q 12 酒気帯び確認は、長期出張などの場合、いつ行えばよいか？
- Q 13 荷物の配送業務などで、長距離を運転する場合に仮眠（目をまたぐ場合もあり）をとるが、仮眠は業務の終了として、アルコールの確認報告が必要になるのか？
- Q 14 直行直帰などの場合で、会社の車以外、私有車、レンタカーを使用している場合でも確認は必要なのか？
- Q 15 アルコール検知器の使用義務化以降、出張先等でリモートによる酒気帯び確認を行う場合に、アルコール検知器の携帯を忘れた場合はどうすればよいか？
- Q 16 酒気帯び確認は、業務で自動二輪車、原付自転車を運転する場合も必要か？
- Q 17 業務で自転車を使用する場合も、酒気帯び確認が必要となるか？
- Q 18 リモートによる酒気帯び確認について、事後報告でもよいか？
- Q 19 酒気帯び確認を安全運転管理者の業務を補助する者が行う場合、運転者自身が業務の補助者として、別の運転者の酒気帯び確認をすることは可能か？
- Q 20 酒気帯び確認の確認記録表について、運転車両が多数ある場合、別の簿冊に運転者や車両を記録しているため、運転車両欄に「運転日誌のとおり」などの記載をすることでもよいか？
- Q 21 運転者に対する酒気帯び確認を、業務委託した補助者に行わせることは問題ないか？
- Q 22 酒気帯び確認には、個人で購入したアルコール検知器を使用してもよいか？

Q 1 国家公安委員会の定めるアルコール検知器の基準は何か？また推奨品はあるか？

A アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等の何れかにより確認できるものであれば足りる。

推奨品は特になく、前記条件を満たしていればよい。

Q 2 酒気帯び確認が必要となるのは、どのような場合なのか？

A 事業所の業務に従事し、事業所の管理する車両を運転する際に必要となる。

業務で運転する場合でも、事業所の管理外の車両を一時的に運転する場合は不要であるが、業務のために長期でリースしている車両など、反復的、継続的に業務で使用する場合は事業所の管理する車両として扱う。

例 業務で会社の車両を運転する場合（直行直帰含む）→必要

業務で私有車などを一時的に使用する場合（直行直帰含む）→不要

Q 3 酒気帯び確認は、従業員の運転前後に、その都度、行わなければならないのか？

A 運転を含む業務の開始前と終了後や、出勤時と退勤時などに行うことで足りる。

例えば、出勤後、会社から営業先に行って帰社することを複数回繰り返す場合でも、出勤時に1回、退勤時に1回の酒気帯び確認を行うことで足りる。

Q 4 一連の業務の範囲はどこからどこまでか？

A 一連の業務の範囲については、業務開始時から終了時までとなる。

例 例(1) 配送業務で出発地から目的地へ配送をし、短時間の休憩のみを挟み出発地に戻る場合

A 出発地から目的地を経由し、出発地へ戻るまでが一連の業務となる。

例(2) 配送業務で出発地から目的地へ配送をし、目的地で業務を終了し宿泊、翌日目的地から出発地へ帰所する場合

A 出発地から目的地までが一連の業務、帰所時も同様

例(3) 配送業務で出発地から目的地へ配送する途中、SA施設等で仮眠を取る場合

A 仮眠は一連の業務に含めると解し、目的地への到着までが一連の業務となる。

例(4) 長期の出張の場合

A 出張先の一日の業務開始時から終了時までを一連の業務と解する。

例(5) 交代制勤務で、仮眠(日をまたぐ場合もあり)をとる場合

A 仮眠も一連の業務に含まれる。

前勤務員との交替が業務開始、次勤務員との交替が業務終了と解する。

Q 5 対面での確認が困難な場合はどのようにすればよいか？

A 運転者の酒気帯び確認は、対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよい。

例えば、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させるなどし

① カメラ、モニター等により、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法

② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法  
 等の対面による確認と同視できるような方法が含まれる。

Q 6 対面によらない確認を行う場合、メールで報告させてもよいか？

A メールでの報告は不可である。

対面によらない確認をおこなう場合、対面による確認と同視できる方法であり、Q 6 のとおり直接対話（電話など）できる方法をとらなければならない。

Q 7 酒気帯び確認は全て安全運転管理者が行わなければならないのか？

A 安全運転管理者、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者でも可。

原則安全運転管理者の業務であるが、安全運転管理者が不在時や、業務上、安全運転管理者が確認することが困難な場合は、確認業務を副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。

※「安全運転管理者の業務を補助する者」については、事業所内で使用者が選任すればよく、人数、資格要件に制限はない。

また、選任後の公安委員会（警察）への届出も不要である。

Q 8 早朝、深夜に従業員が事務所から一人で自動車を運転し出発する場合はどのように確認すればよいか？

A 前記Q 6 のとおり。

Q 9 アルコール検知器の使用義務化以降、直行直帰時などの対面によらない確認の場合にも、アルコール検知器を使用した確認を実施しなければならないか？

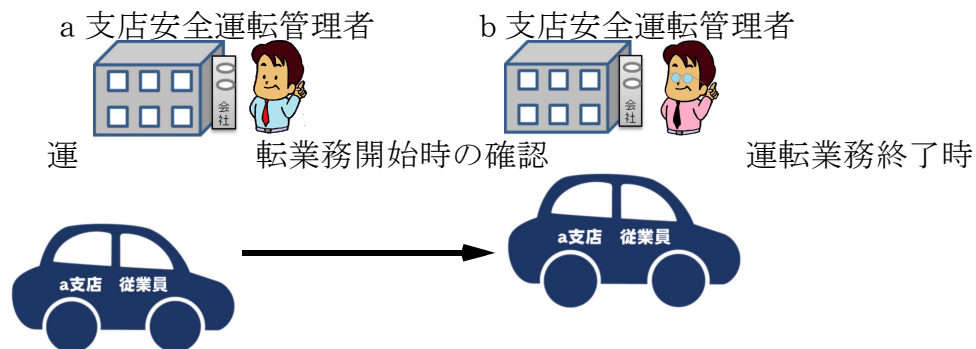
A アルコール検知器の使用義務化以降は、アルコール検知器を使用した確認が必須となる。

したがって、運転者に携帯型のアルコール検知器を携行させるなどする必要がある。

Q10 同一会社の別支店で運転を開始又は終了する場合、別支店の安全運転管理者等が確認を行ってもよいか？

例 A 社長  
 (自動車の使用者)

の 確  
 認



A 可能である。

ただし、確認した安全運転管理者等から、自所属の安全運転管理者に対し、連絡する必要がある。

例 b 支店安全運転管理者が確認後、同管理者から a 支店安全運転管理者へ確認した旨を連絡

Q11 アルコール検知器の使用義務化以降、アルコール検知器が壊れた場合は、検知器による確認をしなくてもよいか？

A 不可。アルコール検知器による確認は必要である。

アルコール検知器を制作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守し、定期的に故障の有無を確認するなどし、故障がないものを使用しなければならない。

Q12 酒気帯び確認は、長期出張などの場合、いつ行えばよいか？

A Q 5 例(4)のとおり、1 日ごとの業務開始時と終了時確認する必要がある。

Q13 荷物の配送業務などで、長距離を運転する場合に仮眠（日をまたぐ場合もあり）をとるが、仮眠は業務の終了として、アルコールの確認報告が必要になるのか？

A Q 5 例(3)のとおり、アルコールの確認報告は、運転を含める業務の開始時と終了時でよい。

短時間の仮眠であれば、一連の業務内と解し、仮眠時の報告は不要である。

Q14 直行直帰などの場合で、会社の車以外、私有車、レンタカーを使用している場合でも確認は必要なのか？

A Q 3 のとおり。

使用する車両が会社の業務使用目的として管理している車両であれば必要。

それ以外の車両、一時的に使用することとなった、私有車、レンタカーの場合は不要。

(例) ○出張等でレンタカー、私有車を一時的に使用・・・不要

○修理した車を、顧客の元に運転して持って行く・・・不要

Q15 アルコール検知器の使用義務化以降、出張先等でリモートによる酒気帯び確認を行う場合に、アルコール検知器の携帯を忘れた場合はどうすればよいか？

A 必ず、アルコール検知器を使用した確認を行わなければならない。

アルコール検知器の携帯を失念した場合の補完措置はない。

出張時等は必ずアルコール検知器を携帯するよう努めなければならない。

Q16 酒気帯び確認は、業務で自動二輪車、原付自転車を運転する場合も必要か？

A 自動二輪車、二種原付自転車は必要である。

酒気帯び確認の対象は、道路交通法上の「自動車」を業務で運転する際に必要である。

従って、自動二輪車、50cc を越える二種原動機付自転車を運転する際は確認

が必要。

50cc以下の原付、自転車の場合は不要である。

Q17 業務で自転車を使用する場合も、酒気帯び確認が必要となるか？

A 不要である。

Q18 リモートによる酒気帯び確認について、事後報告でもよいか？

A 不可。

リモート形式で行うのであれば、実施時に携帯電話等の対話できる方式により報告する必要がある。

Q19 酒気帯び確認を安全運転管理者の業務を補助する者が行う場合、運転者自身が業務の補助者として、別の運転者の酒気帯び確認をすることは可能か？

A 可能である。

第三者が酒気帯び確認を行えばよい。

安全運転管理者等が互いに酒気帯び確認を行うことに問題はない。

例 A安全運転管理者 B副安全運転管理者 C補助する者の場合

AとB、AとC等が互いの酒気帯び確認をすることは可能である。

Q20 酒気帯び確認の確認記録表について、運転車両が多数ある場合、別の簿冊に運転者や車両を記録しているため、運転車両欄に「運転日誌のとおり」などの記載をすることでもよいか？

A 良い。

法律で、記録表のみで確認できるようになどとの定めはないので、確認した際に、運転者が特定できるのであれば良い。

Q21 運転者に対する酒気帯び確認を、業務委託した補助者に行わせることは問題ないか？

A 問題ない。

なお、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、

- ・安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受ける
- ・安全運転管理者自らが運転者に対して運行中止の指示を行う

など、安全運転を確保するための対応が確実に取られるといったように、

安全運転管理者の責任において、安全運転管理者が行うべき業務が確実に実施されている

と評価できる体制を整備する必要がある。

Q22 酒気帯び確認には、個人で購入したアルコール検知器を使用してもよいか？

A 安全運転管理者において、アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えない。

